

八丈町介護保険事業者における事故報告の取扱要領

(通則)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号)第39条(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第145条、第167条、第180条、第180条の3、第187条、第203条、第215条、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。)及び第110条の2(第114条及び第134条において準用する場合を含む。)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第3条の38(第18条、第88条、第108条、第129条及び第182条において準用する場合を含む。)、第35条(第37条の3、第40条の16及び第61条において準用する場合を含む。)及び第155条(第169条において準用する場合を含む。)、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第27条(第30条において準用する場合を含む。)、東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第41号)第38条(第52条において準用する場合を含む。)、東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第42号)第38条(第53条において準用する場合を含む。)、東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第98号)第36条(第51条において準用する場合を含む。)、東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第39号)第27条、東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第114号)第31条、東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年東京都条例第51号)第38条(第53条において準用する場合を含む。)、東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年東京都条例第112号)第54条の9(第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条、第159条、第164条の3、第171条、第181条、第196条、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。)、指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第37条（第64条及び第85条において準用する場合を含む。）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第26条（第32条において準用する場合を含む。）（以下これらを「運営基準」という。）の規定による事故が発生した場合の保険者への報告は、この要領に定めるところによる。

（目的）

第2条 本要領は、介護サービスや指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下「介護サービス等」という。）の提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者から保険者に事故報告が行われる手続き等について必要な事項を定め、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

（事業者の執るべき措置）

第3条 事業者は、運営基準に基づき、発生した事故の状況等を速やかに介護保険事故報告書（別記様式。以下「事故報告書」という。）により保険者に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

（事故の範囲）

第4条 報告すべき事故の範囲は、原則として次のとおりとする。

（1）介護サービス等の提供によるけが等

ア けが等とは、身体的又は精神的被害を受けたものであって、死亡事故（疾病等により死亡した場合でも、死亡の原因に疑義がある場合又は問題となる可能性がある場合を含む。）、転倒・転落に伴う骨折や出血（縫合が必要な外傷若しくはそれ以上の重篤な事例。）、火傷、誤嚥、異食、誤与薬等で医療機関において治療（施設内における医療措置を含む。）又は入院したものを原則とする。ただし、擦過傷や打撲など比較的軽易なけがは除く。

イ 利用者同士のトラブル、無断外出や交通事故等、事業者側の責任や過失の有無は問わない。

ウ 介護サービスの提供には、送迎、通院等も含む。

（2）感染症、食中毒又は疥癬の発生

ア 感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に定めるもののうち、次のものをいう。

（ア） 1～5類の感染症。ただし、5類の定点把握を除く

- (イ) 新型インフルエンザ等感染症
 - (ウ) (ア)に相当する指定感染症
 - (エ) 新感染症
 - (3) 従業員の法令違反や不祥事等、利用者の処遇に影響があるもの
 - (4) 事業者と利用者又は利用者の家族等関係者との間で、苦情やトラブル等の問題が発生する可能性がある等、特に報告が必要と認められる場合
 - (5) 震災、風水害及び火災その他これに類する災害により介護サービスに影響する重大な事故
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、保険者が特に報告が必要と認めた場合
- (報告事項)

第5条 報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 報告日
 - (2) 報告者
 - ア 事業所名、所在地、サービスの種類、管理者名、事業者（法人）名、代表者名、責任者名、連絡先
 - (3) 利用者
 - ア 利用者の氏名、年齢、住所、性別
 - イ 保険者名、被保険者番号、要介護度
 - (4) 事故発生時の状況
 - ア 発生日時
 - イ 発生場所
 - ウ 事故の概要（事故発生時の状況及び考えられる原因、傷病名等。）、報告が遅延した場合、その理由
 - エ 事故時の対応（対応概要及び治療した医療機関等。）
 - オ 家族への連絡状況（連絡日時、家族等の氏名・続柄、連絡した関係機関、追加対応予定。）
 - (5) 事故後の状況等
 - ア 利用者の現況（状況、入院等の有無及び期間等。）
 - イ 再発防止への取り組み等今後の対応
 - ウ 損害賠償等の状況
- (報告対象者等)

第6条 事故報告は、事故に係る介護サービス等利用者が、八丈町在住者（住所地特例者を含む。以下「町民」という。）である場合及び事業者、施設所在地が八丈町内の場合とする。

(報告の手順)

第7条 事故報告書は第一報を第5条第1号から第4号までについて速やかに提出し、その後事故処理が済み次第同条第5号について遅延無く提出すること。

(1) 第一報

ア 事業者は事故が発生した場合、速やかに家族等に連絡するとともに、町長に事故報告書を提出し、居宅サービス提供事業者においては居宅介護支援事業所にも同様の報告を行う。

イ 緊急性の高いものは第一報を電話で行い、その後速やかに事故報告書を提出する。

(2) 途中経過及び最終報告

ア 事業者は事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を文書により報告する。

イ 事業者は事故処理について町切りがついた時点で、文書にて最終の事故報告書を提出する。

(保険者の対応について)

第8条 保険者は事故報告書を受領後、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行うものとする。また、事故対応は当該被保険者が町民の場合を原則とするが、必要に応じて他町市町村や東京都及び東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

附 則

この要領は令和5年3月1日から施行する。